基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年十一月二十六日

千葉県松戸市小根本三七番地三

株式会社ＭＹアセット

代表取締役　土肥伸一郎

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年十一月二十六日

東京都港区三田三丁目一二番一七号芝第三アメレックスビル八階

株式会社マネーフォワード

代表取締役　辻　庸介

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年一月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十一月二十六日

東京都豊島区東池袋三丁目一三番三号

西洋フード・コンパスグループ株式会社

代表取締役　幸島　武

組織変更につき株券等提出公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十二月三十日までに当社にご提出下さい。

なお、当社はＣＰ　Ｊａｐａｎ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ株式会社から商号変更しております。

平成二十六年十一月二十六日

東京都中央区新川一丁目一番七号新川ビル四―Ａ、ＳＫ内

Ｃｏｒｅ　Ｐｌｕｓ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　鎌形　武彦

組織変更につき株券等提出公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしましたので、当社の株券（新株予約権証券、新株予約権付社債券を含む）を所有する方は、効力発生日である平成二十七年一月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十一月二十六日

東京都文京区本駒込二丁目二八番八号文京グリーンコート

ＡＺエレクトロニックマテリアルズマニュファクチャリング株式会社

代表取締役　浅輪　文子

組織変更につき株券等提出公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしましたので、当社の株券（新株予約権証券、新株予約権付社債券を含む）を所有する方は、効力発生日である平成二十七年一月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十一月二十六日

東京都文京区本駒込二丁目二八番八号文京グリーンコート

ＡＺエレクトロニックマテリアルズＩＰ株式会社

代表取締役　野中　敏章

合併につき株券等提出公告

当社は、タキカワエンジニアリング株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年一月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十一月二十六日

福岡県糟屋郡須恵町大字佐谷一七〇五番地の一

株式会社ピーエムティーアライアンス

代表取締役　京谷　忠幸

株式移転につき株券等提出公告

当社は、ジャストホールディングス株式会社を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、平成二十七年一月八日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十一月二十六日

名古屋市中区丸の内三丁目一四番三〇号

ジャスト株式会社

代表取締役　眞野　乘史

限定承認公告

本籍東京都大田区大森北三丁目一三番地、最後の住所茨城県笠間市中央三丁目八番二号

被相続人　亡　古川　元英

右被相続人は平成二十六年八月六日死亡し、その相続人は平成二十六年十月三十一日水戸家庭裁判所にて限定承認申述をし、平成二十六年十一月十三日申述が受理されたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十六日

東京都港区赤坂三―七―一二赤坂五歩一ビル三階　清風法律事務所

相続財産管理人　酒井克子

代理人弁護士　砂川　祐二

限定承認公告

本籍新潟県上越市清里区東戸野一二七八番地、最後の住所新潟県上越市清里区東戸野一二七八

被相続人　亡　保坂　雪江

右被相続人は平成二十六年五月三日死亡し、その相続人は平成二十六年十一月十一日新潟家庭裁判所高田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十六日

新潟県上越市清里区東戸野一二七八

相続財産管理人　保坂　雅美

限定承認公告

本籍滋賀県彦根市大藪町一八二五番地一、最後の住所名古屋市中区新栄二丁目二七番五号

被相続人　亡　北村冨士夫

右被相続人は平成二十五年十一月十一日死亡し、その相続人は平成二十六年十一月十七日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十六日

滋賀県彦根市大藪町一八二五番地一

限定承認者　北村　榮子

限定承認公告

本籍島根県松江市米子町三三番地、最後の住所島根県松江市竹矢町一六九番地二

被相続人　亡　橋本　久男

右被相続人は平成二十五年十二月十四日死亡し、その相続人は平成二十六年十一月十三日松江家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十六日

島根県松江市大輪町四二〇番地三五

相続財産管理人　大橋佐企子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十六億五千六百八十五万円減少し、金二億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

平成二十六年十一月二十六日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

エメラルド特定目的会社

取締役　本郷　雅和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十六年七月二十二日付官報の号外第一六二号一〇六頁に掲載されています。

平成二十六年十一月二十六日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

市川塩浜特定目的会社

取締役　松澤　和浩

訂正公告

平成二十六年十一月十九日（号外第二五六号）掲載の相続財産管理人　弁護士　大家　浩明に係る相続債権者受遺者への請求申出の催告中、「最後の住所千葉県川市幸二丁目三番四―三〇一号　ライオンズマンション行徳」とあるは、「最後の住所千葉県市川市幸二丁目三番四―三〇一号　ライオンズマンション行徳」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年十一月二十六日

扱　店

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月二十六日付第二六一号六四ページ●同日付政府調達第二二一号五六ページ
●十月二十三日付衆会第七号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）